

はじめに

内閣には憲法改正原案の国会への提案権がありません（憲法第96条第1項）ので、内閣総理大臣をはじめ各大臣は、憲法を尊重し擁護する義務を負っている（憲法99条）以上、憲法改正を進める旨の発言をすることは許されません。ところが、自民党総裁の安倍晋三首相は、昨2017年5月3日の憲法記念日に、憲法第9条の第1項・第2項を残し自衛隊を第3項に明記する旨の加憲論を提案しました。

一方、安倍首相は、昭恵夫人が名誉校長就任予定だった学校法人「森友学園」小学校の建設のために国有地が同学園に違法（財政法違反）に超低額譲渡された疑惑や、理事長が安倍首相のお友達の学校法人「加計学園」の獣医学部新設における「総理のご意向による」特区悪用疑惑につき「丁寧に説明する」と公言してきましたが、実際には説明を丁寧におこなうことはありませんでした。また、衆参各院において野党が上記両疑惑につき真相解明のための証人喚問を要求しても、安倍政権・与党はそれを拒否し続けてきました。

森友学園疑惑では、近畿財務局と籠池泰典容疑者の交渉の音声データなど新事実が発覚し、価格交渉までおこなっていたことが判明しましたので、森友・加計疑惑で安倍内閣の不支持率が支持率よりも高くなりました。安倍内閣は、このまま追及を受け続けると9条3項加憲を実現しないまま総辞職に追い込まれかねない状態にありました。

憲法第53条は、「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と定めています。民進、共産、自由、社民の野党4党（衆議院は4党の計120人(定数475)、参議院は4党と沖縄の風の計72人(同242)）は、昨年6月22日、「加計学園」の獣医学部新設計画を巡る問題の真相解明が必要だとして、憲法第53条に基づき国会開会を要求しました。

しかし、安倍首相は疑惑の追及を恐れて、国会召集を引き延ばしてきました。安倍内閣はやっと臨時国会を召集しましたが、召集した国会の冒頭で疑惑追及から逃亡するために衆議院を解散しました（9月28日）。これでは憲法に基づく野党の国会開会要求に応えたことにはなりません。解散権の濫用でもありますし、審議拒否の逃亡解散は議会制民主主義の否定でもあります。三重に違憲の暴挙でした。

安倍内閣はこのような違憲の解散権行使を通じて2017年衆議院総選挙（議員定数465）をおこなうに至ったのです（10月22日投開票）。衆議院の小選挙区選挙はこれまでの選挙結果が証明しているように、民意を歪曲して、自民党に過剰代表という不当な特権を与えるものです（本書第2章）。そのことを過去7回の経験（特に2012年と2014年の総選挙）で知っている安倍政権・与党は、その不当な特権の恩恵を再び受けて政権を継続させるために内閣の衆議院解散権を悪用・濫用したのです。そして、自公与党は「3分の2」の議席を不当に獲得し、総選挙後の特別国会で自民党総裁の安倍衆議院議員は再び内閣総理大臣に指名されたのです（11月1日）。

もっとも、10か月余り前の同年1月、2014年衆議院総選挙の結果に基づき毎日新聞が試算したところ、民進、共産、自由、社民4党が候補者を一本化すれば、計58の小選挙区で与党の現職を逆転する可能性があり、自公与党は総定数475（当時）の「3分の2」（317議

席)を大きく割り込み、計270議席前後まで減らす可能性が出てくると報じられました(「次期衆院選 野党協力で逆転58区 14年基に試算」毎日新聞2017年1月4日7時30分)。

2016年参議院通常選挙で一定の成果を出した「市民と野党4党の共闘」を邪魔して、結果的に自公与党の圧勝を生み出し安倍首相退陣を阻止したのは、護憲の民進党議員を排除した「希望の党」(小池百合子代表・当時)の立ち上げ(9月27日)と同党の総選挙への立候補でした。自民党の補完政党である「希望の党」と「日本維新の会」は、総選挙で東京と大阪では候補者調整をおこない、立憲野党共闘の候補者が立候補している選挙区で候補者を擁立しました。

自民党は総選挙で「憲法改正については、国民の幅広い理解を得つつ、……自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消の4項目を中心に、党内外の十分な議論を踏まえ、……初めての憲法改正を目指す」と公約に明記しました。

ところが、安倍自民党総裁は選挙応援で改憲を語ることはありませんでした。また、自公両党は小選挙区選挙でも比例代表選挙でも過半数の得票を獲得してはいませんので、安倍政権・与党は主権者国民の信任を得ているわけではありません。

にもかかわらず、自民党は、総選挙後、年明け(2018年)の通常国会で改憲原案を提出する方向で動き出しました。公明党の議員のほか、「日本維新の会」や「希望の党」の改憲議員らを加えると、改憲勢力は改憲の発議に必要な「3分の2」を確実に満たすおそれがあります。

そもそも衆議院議員や参議院議員は主権者国民の代表者ですから、議員を選出する選挙制度は議員のためにあるのではなく、主権者国民のためにあるのでなければなりません。党派的にも中立・公正なものでなければなりませんし、憲法の要請に合致するものでなければなりません。

憲法は国民主権主義と議会制民主主義を要請していますが、それは、普通選挙の採用だけでは成立しません。国民の一部だけが選挙権を有する制限選挙を否定し、国民の大多数が選挙権を有する普通選挙を採用した以上、民意が国会(衆参各院)に正確・公正に反映されることが不可欠です。一部の民意しか国会に反映されないようであれば、普通選挙を採用している意味はなくなってしまいますから、憲法は、一部の民意しか国会に反映されない結果を招く選挙制度の採用を禁止しているのです。

また、原則対等の二院制を採用している以上、その二院制に相応しい選挙制度の採用を要請しており、二院制・参議院の存在意義を事実上否定する結果を招く選挙制度の採用を禁止しているのです(本書第4章)。

しかし、小選挙区選挙はそれに反する選挙制度です。民意を歪曲し与党の過剰代表により「虚構の上げ底政権」をつくり出してきたからです。安倍政権・与党が「3分の2」の議席を獲得して圧勝し、二院制・参議院の存在意義を事実上否定できるに至ったのは、民意の結果ではなく、違憲の選挙制度のお陰にすぎないのです。このことは小選挙区選挙導入以降同様に起こってきた異常状態です。したがって、今の日本は決して議会制民主主義の国とは言えません。

安倍政権はこれまで立憲主義を蹂躪する違憲の法律(例えば、安保関連法=戦争法や共謀罪法=現代版治安維持法)を制定してきましたが、それは、憲法の要請する議会制民主主義

の選挙制度に基づきおこなわれたわけではありません。自公与党は、違憲の選挙制度のお陰で立憲主義と民意を蹂躪してきました（本書第3章）。

つまり、民主主義の結果として立憲主義が蹂躪されたのではなく、民主主義が実現していない結果として立憲主義と民意が蹂躪されたのです。「独裁」国家と実質的には変わらない政治です。

自民党などの改憲政党は、今後そのお陰で「憲法改正の限界」を超える違憲の改憲（憲法改悪）の実現を狙っているのです。この憲法改悪を阻止するためには、今後の国政選挙や国会において「市民と立憲野党の共闘」が不可欠ですが、それだけではなく、小選挙区制が如何に問題で危険であるのか、違憲であるのかを再確認し、小選挙区制の廃止を含め選挙制度を抜本的に見直させる民主主義運動が不可欠です（本書第4章・第5章）。

皆様、是非とも本書を一読いただき、主権者として憲法を取り戻し、憲法と民意に基づく議会制民主主義を実現する大きな一歩を、一緒に踏み出そうではありませんか。